

第8章 健康増進



健診応援キャラクター



健診ジェンヌ



がじゃ丸



はごろも健女

1. 健康増進事業

(健康増進法 平成14年 8 月 2 日法律第103号)

本市では健康な老後を過ごせるよう各種保健事業を実施しています。壮年期からの健康相談や運動指導などを40歳以上の方を対象に実施しています。なお、平成19年度末に老人保健事業が廃止され、平成20年度からは健康増進法に基づく、新たな健康増進事業（がん検診を含む）が実施されています。

事業内容

- (1) 健康教育事業
- (2) 健康手帳の交付事業
- (3) 健康相談事業
- (4) 健康診査事業
- (5) 訪問指導事業

＊ (1) ～ (5) 健康増進事業費補助金 (交付基準額の県2/3補助金)

(1) 健康教育事業

健康増進法 財源 (県2/3 : 市1/3)

①健康教育 教室・講話等実施状況

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法第17条」を根拠法とし、集団健康教育と個別健康教育の2つに大別して実施しておりましたが、一次予防として運動の必要性が求められているため、集団健康教育の各種健康教室に重点を置いて健康づくり事業を一体化し、個別健康教育は二次予防として健康相談等に対応することとしています。

表1. 教室・講話等実施状況

(単位: 回・人)

教室名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
出前講座 (ミニデイ他健康講話)	3	102	20	423	9	128	24	336	11	178
健康ステップアップ教室	8	114	—	—	—	—	—	—	—	—
HELIMAS教室	—	—	6	55	6	25	10	79	11	59
メタボ運動教室	23	340	—	—	—	—	—	—	—	—
フィットネス教室	—	—	16	138	10	108	24	288	23	276
ウォーキング教室	2	18	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	216	36	574	42	616	25	261	45	513

＊令和元年度に、ウォーキング大会前にウォーキング教室を実施しました。

＊令和2年度より、健康ステップアップ教室（委託）をHELIMAS教室（自前）へ、また、メタボ運動教室をフィットネス教室へ名称変更しました。

②食生活改善推進員養成・育成事業

本市では、栄養及び食生活改善の活動を推進し、市民の健康福祉の向上の為、食生活改善推進協議会活動・運営を支援しています。

毎月1回の全体での定例会・各グループでの定例会を設け、おやこの食育事業・ヘルシーメニューの紹介・食に関する勉強会・男性料理教室・自主活動・食改菜園・市が主催する各種健康教室へ協力などを行っています。

表 2. 宜野湾市食生活改善推進員 (単位：人)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
養成講座修了者	7	—	2	0	12
推進員	58	61	57	58	47

表 3. 自治会別人数 (令和 5 年度) (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩 1 区	5	伊佐区	2	長田区	4
野嵩 2 区	0	大山区	2	宜野湾区	1
野嵩 3 区	2	真志喜区	1	愛知区	4
普天間 1 区	0	宇地泊区	2	中原区	5
普天間 2 区	0	大謝名区	6	大謝名団地	1
普天間 3 区	0	嘉数区	3	嘉数ハイツ	0
新城区	3	真栄原区	3	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	3	合 計	47

③健康づくり推進員養成・育成事業

平成20年度から健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりのリーダーを養成しています。

健康教育事業や健康づくり事業への協力、美らがんじゅう体操の普及など、市民の健康保持・増進を地域と密着し推進するために活動しています。また、自主活動として、毎週ウォーキングdayやディスコステップといった運動する機会づくりに取り組んでいます。

表 4. 宜野湾市健康づくり推進員 (単位：人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養成講座修了者	—	1	—	3	4
推進員	27	26	19	18	18

表 5. 自治会別人数 (令和 5 年度) (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩 1 区	1	伊佐区	0	長田区	3
野嵩 2 区	0	大山区	0	宜野湾区	2
野嵩 3 区	0	真志喜区	1	愛知区	2
普天間 1 区	0	宇地泊区	0	中原区	2
普天間 2 区	1	大謝名区	2	大謝名団地	0
普天間 3 区	0	嘉数区	0	嘉数ハイツ	1
新城区	0	真栄原区	0	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	3	合 計	18

健康づくり推進員が配置されていない自治会もあるため、今後、全自治会への健康づくり推進員配置に取り組んでまいります。

(2) 健康手帳の交付事業 ―― 健康増進法

健康手帳は健診結果の記録のほか、健康相談時に活用するなど市民の健康管理に役立てています。平成29年度より補助対象外となり事業を廃止しましたが、市独自で健診結果・体重・血圧測定記録票用紙を作成し、検査数値の変化・食事等に関する資料を綴るファイルを配布しています。

(3) 健康相談事業 ―― 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

市民の心身の健康に関する相談に応じ、個々に応じた必要な指導及び助言を行っています。総合健康相談は、40～64歳を計上しており、一般健康相談は、40歳未満と65歳以上を計上しています。

重点健康相談（糖尿病、病態別相談）は、総合健康相談と併行して実施しています。

表 6－1．健康相談実施状況

（単位：回・人）

		令和元年度		令和 2 年 度		令和 3 年 度		令和 4 年 度		令和 5 年 度	
		開 催 回 数	被指導 延人員	開 催 回 数	被指導 延人員	開 催 回 数	被指導 延人員	開 催 回 数	被指導 延人員	開 催 回 数	被指導 延人員
総 合 健 康 相 談		17	20	17	18	2	2	3	3	0	0
重 点 談 健 康 相	糖 尿 病	28	33	40	45	57	74	58	69	61	69
	病態別相談	106	194	132	277	162	313	175	346	183	436
	小 計	134	227	172	322	219	387	233	415	244	505
合 計		151	247	189	340	221	389	236	418	244	505

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

表 6－2．一般健康相談実施状況

（単位：人）

	令和元年度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度
一 般 健 康 相 談	372	348	293	444	407

※一般健康相談は、保健相談センターでの自発等来所により実施した相談件数を計上しています。

(4) 健康診査事業

市民の健やかな生活並びに生活習慣病の予防および介護を要する状態などの予防の一環として健診を実施しています。健診は市民が近医で受診できる個別健診と公民館や市役所、市立体育館等で実施する集団健診のいずれかを受診する事ができます。

① 健康診査の受診状況

表 7. 40歳未満の受診状況

---	国保加入者外	財源（市10/10）	（単位：人・％）
---	国保加入者	財源（国10/10 平成27年度より）	

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	29,220	29,017	28,436	27,986	27,843
受診者数	771	700	635	693	589
受診率	2.6%	2.4%	2.2%	2.5%	2.1%

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

事業所や職場などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より16歳から40歳未満の方へ通知対象を拡大しています。

表 8. 40歳以上の受診状況 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3） （単位：人・%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,959	2,033	2,077	2,123	2,253
受診者数	166	113	144	162	170
受診率	8.5%	5.6%	6.9%	7.6%	7.5%

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

平成20年度に老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事により、40歳以上の住民基本健診は生活保護受給者の方のみの受診となりました。

② 骨粗鬆症検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

早期に骨量減少者を発見し、適切な保健指導や栄養指導等または早期治療へつなげ、寝たきりの原因となる骨折を予防することを目的として実施します。

対象者は、40～70歳までの5歳節目年齢の女性に限定しています。

表9. 骨粗鬆症検診の受診状況

（単位：人）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数		40	45	24	47	46
結果	要精密検査	2	0	2	2	4
	要指導	10	9	8	13	14

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

③ 肝炎ウイルス検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

肝炎ウイルス感染を発見し、必要に応じ医療機関へつなげることにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、肝炎の進行を遅延させることを目的として実施します。

満40歳以上の市民で過去に当該検査を受けたことがない方を対象としています。

表10. 肝炎ウイルス検査の受診状況

（単位：人）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数		C型	601	518	445	651	568
		B型	593	507	434	646	570
結果	C型	感染の可能性が高い	2	1	0	0	1
	B型	陽性	9	2	4	10	4
		陰性	584	505	430	636	566

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

④ がん検診 --- 健康増進法 財源（地方交付税措置）

肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を受診することにより、異常の早期発見、早期治療につなげます。国の指針を参考に、令和4年度より胃がん、大腸がん検診対象者の見直しを行いました。

ア. 40歳以上のがん検診

表11-1. 胃・肺・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・％)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん		対象者数	51,865	52,642	46,276	53,737	52,457
		受診者数	3,666	2,784	2,538	3,193	2,198
		受診率	7.1%	5.3%	5.5%	5.9%	4.2%
	精密検査	対象者数	172	133	109	106	113
		受診者数	78	65	42	20	38
		受診率	45.3%	48.9%	38.5%	18.9%	33.6%
	がん発見者数		5	0	1	0	1
肺がん		対象者数	51,865	52,642	46,276	53,737	54,369
		受診者数	5,027	4,150	3,883	4,899	4,889
		受診率	9.7%	7.9%	8.4%	9.1%	9.0%
	精密検査	対象者数	175	116	185	228	183
		受診者数	107	56	87	98	100
		受診率	61.1%	48.3%	47.0%	43.0%	54.6%
	がん発見者数		0	0	1	0	1
大腸がん		対象者数	51,865	52,642	46,276	53,737	54,369
		受診者数	4,915	4,105	3,912	4,918	5,057
		受診率	9.5%	7.8%	8.5%	9.2%	9.3%
	精密検査	対象者数	407	322	317	382	392
		受診者数	124	110	83	87	102
		受診率	30.5%	34.2%	26.2%	22.8%	26.0%
	がん発見者数		0	5	3	1	6

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

・胃がん検診は、胃平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査および胃カメラ検査を含めた

受診者数となっています。（平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正）

・職場や事業所などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より40歳以上の全市民へ通知対象を拡大しています。

・令和4年度より、胃がん・大腸がん検診対象者年齢を16歳以上から40歳以上へ変更しています。

特に胃カメラ検査は2年に1回の受診となります。

表11-2. 乳がん・子宮頸がん検診の受診状況

(単位：人・％)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳がん		対象者数	27,472	27,872	28,106	28,448	28,719
		受診者数	2,316	1,759	1,952	2,069	2,036
		受診率	17.0%	14.6%	13.2%	14.1%	14.3%
	精密検査	対象者数	182	156	198	135	182
		受診者数	148	113	147	99	119
		受診率	81.3%	72.4%	74.2%	73.3%	65.4%
		がん発見者数	5	4	7	2	5
子宮がん		対象者数	39,907	40,267	40,292	40,348	40,487
		受診者数	3,589	3,115	3,219	3,108	3,257
		受診率	17.7%	16.6%	15.7%	15.7%	15.7%
	精密検査	対象者数	92	91	137	86	118
		受診者数	51	51	47	36	49
		受診率	55.4%	56.0%	34.3%	41.9%	41.5%
		がん発見者数	0	0	2	0	0

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

乳がん・子宮がん検診の対象者は、前年度未受診者で、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方です。受診率の算出方法は、以下に示す通りです。

乳がん・子宮頸がんの受診率

$$= ([\text{前年度受診者数} + \text{当該年度受診者数}] - 2\text{年連続受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数})$$

イ. 39歳以下のがん検診

表12. 胃・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・％)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん	対象者数	29,220	29,017	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	195	174	154	
	受診率	0.7%	0.6%	0.5%	
大腸がん	対象者数	29,220	29,017	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	326	261	232	
	受診率	1.1%	0.9%	0.8%	

胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査及び胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。(平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正)

尚、国の指針を参考に、令和4年度より胃がん・大腸がん検診対象者を16歳以上から40歳以上へ見直ししています。

(5) 訪問指導事業 --- 健康増進法

財源(県2/3：市1/3)

表13. 成人訪問指導

(単位：件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	57	59	28	56	47

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和5年度分)

訪問指導が必要な方やそのご家族へ、訪問による指導助言を行います。成人訪問指導では特定保健指導以外の40歳から64歳の訪問件数(地域保健・健康増進法による)を計上しています。主に健診結果から生活習慣改善が必要な方、再検査や精密検査、治療が必要な方、ご本人やご家族より訪問指導の希望があった方を訪問しています。

11人(母子地区担当8人、成人地区担当3人)の保健師が地区担当として家庭訪問を実施し、対象者と家族を含めた保険指導を行っています。

表14. 地区担当保健師の訪問指導

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導種別	感染症	0	0	0	0	0
	結核	0	0	0	0	0
	精神	6	17	16	21	50
	心身障害	9	4	14	0	0
	成人	1	31	20	29	12
	妊産婦	292	265	198	309	333
	未熟児	46	31	29	41	53
	乳児	221	203	161	249	253
	幼児	61	67	37	54	77
	特定疾患	3	2	1	0	1
	他の疾患	0	0	0	0	0
	その他	40	22	11	21	11
訪問指導延件数		679	642	487	724	790

参考：「令和5年度家庭訪問年報」集計結果

市町村新任保健師等育成事業：実施期間平成23年4月～平成26年3月（3カ年計画）

感染症予防事業費等国庫負担（補助） 財源（国1／2・市1／2）

平成25年度：「宜野湾市新任保健師育成マニュアル」作成

2. 特定健診・保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年第80号）財源（国負担1/3, 県負担1/3, 市負担1/3）

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を行います。

（1）特定健康診査受診状況

表17. 特定健診の受診状況 対象者：40歳～74歳の国民健康保険加入者 （単位：人・％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	【参考】令和5年度
	法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和6年5月末現在
対象者数	14,088	14,266	14,336	14,018	13,913
集団健診	800	970	891	1,305	
個別健診	3,870	3,360	3,252	3,737	
合計	4,670	4,330	4,143	5,042	5,185
受診率	33.1%	30.4%	28.9%	36.0%	37.3%

老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事に伴い、平成20年度から保険者（市町村国民健康保険）に、特定健康診査・特定保健指導が義務づけられました。

令和元年度～令和4年度は法定報告、令和5年度は令和6年5月末現在のデータとなっています。令和5年度の受診状況は令和6年10月に確定予定です。

※「法定報告」とは、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健診等の実施に関する結果報告のこと。保険者は、支払い基金に対し毎年度、当該年度の末日における特定健診等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を当該年度の翌年度の11月1日までに報告しなければならず、特定健診等の実施年度途中における国保加入者及び脱退等の異動者は、報告対象より除外となります。

表18. 国保人間ドック受診者数 （単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	1,994	1,332	1,557	1,668	1,540

※表17. の個別健診の数に含まれます。

(2) 特定健康診査受診率向上取組

表19. 特定健康診査受診率向上事業

平成20年度より特定健診・特定保健指導が導入されましたが、本市の健診受診率は県平均と比較して低く推移しています。市民への事業周知及び健康意識向上のため、効果的に特定健診受診率向上に取り組めるよう、事業見直しを行いながら事業を実施しています。

取組1 「宜野湾市特定健康診査に関する自治会表彰制度」

○内容：受診率向上に取り組んだ自治体を表彰し、受診率が高い自治会及び受診者数に応じて報奨金を授与する。

○実施期間：平成25年度～令和元年度

年度	平成30年度	令和元年度
受診率上位自治会	3	3
受診者増加自治会	9	10
執行額(円)	280,000	280,000

取組2 「宜野湾市特定健康診査等受診促進に関する報奨金交付事業」

○内容：子どもの活動団体を対象とし、特定健診・がん検診受診率向上に寄与した団体へ報奨金交付。

○報奨金基準：①特定健診受診者700円/1人

②健康診査受診者300円/1人

③がん検診受診者300円/1人

○実施期間：令和3年度

年度	令和3年度
参加団体	6団体
特定健診受診者数(国保)	17人
がん検診受診者数(全対象)	34人

取組3 「宜野湾市特定健康診査受診促進に関する受診者への特典交付事業」

○名称：GO! GO! とくとか特定健診キャンペーン

○内容：特定健診受診者全員に商品券3,000円分を交付を行う。

○対象者：国民健康保険加入者40歳～74歳(年度末年齢)のうち、特定健診受診者

○交付方法：①集団健診受診者→会場にて商品券直接交付

②個別健診受診者(病院受診)→受診月の約3か月後以降に商品券郵送

年度	対象者数	交付者数	交付総額(円)
令和4年度	15,706	5,431	16,293,000
令和5年度(令和6年5月末現在)	15,554	5,309	15,927,000

(3) 特定保健指導等実施状況

表20. 特定保健指導の実施状況

(単位：人・%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	【参考】令和5年度
		法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和6年5月末現在
動機付け支援	対象者	457	463	406	486	522
	終了者	318	284	264	303	340
	実施率	69.6%	61.3%	65.0%	62.3%	65.1%
積極的支援	対象者	241	225	217	241	275
	終了者	115	99	117	113	57
	実施率	47.7%	44.0%	53.9%	46.9%	20.7%
合 計	対象者	698	688	623	727	797
	終了者	433	383	381	416	397
	実施率	62.0%	55.7%	61.2%	57.2%	49.8%

特定健診の結果は一律の基準で3段階（情報提供・動機付け支援・積極的支援）に階層化され、メタボリックシンドロームを予防、または、改善するため、専門スタッフによる生活習慣改善のためのサポートが無料で受けられます。

令和元年度～令和4年度は法定報告、令和5年度は令和6年5月末現在のデータとなっています。

表21. 二次健診実施状況

(単位：人)

検査案内対象群		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健指導対象者	受診者	66	53	46	38	38
生活習慣病予備軍	受診者	16	2	6	13	8

平成20年度より、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍を対象に、生活習慣改善及び心血管疾患・糖尿病による重症化予防への早期介入の手段として二次健診（詳細健診）を案内しています。

【補足】二次健診：動脈硬化による血管の状態や、糖代謝及び腎臓の障害などについて詳しく知ることができる検査です。（検査項目：①75g 糖負荷試験 ②頸動脈エコー検査 ③微量アルブミン検査）

表22. 運動指導業務委託実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	42	35	29	50	49
利用者実人数（人）	19	19	15	19	21

平成23年度より、特定保健指導の対象となった方で運動習慣がない者に対し、スポーツクラブ等での運動指導を実施することで、運動の動機付けと運動習慣を定着することを目的として実施している。 ※施設利用は3月を上限とし、利用した月数を件数とする。

表23. 糖尿病性腎症重症化予防事業実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業該当者数（人）	261	373	173	281	362
支援実施人数（人）	139	183	108	203	233
対象者基準（HbA1c）	8.0以上	7.0以上	7.0以上	7.0以上	6.5以上

平成30年度より糖尿病の重症化予防と人工透析への移行防止を目的とし開始いたしました。

市内糖尿病専門医やかかりつけ医と連携し、専門スタッフが個人に合わせた食事療法、運動療法のサポートを行い、糖尿病や腎機能重症化予防に取り組みます。

3. 健康ぎのわん21（第2次）について

根拠法（健康増進法 第8条第2項、努力義務）

（1）「健康ぎのわん21（第2次）」計画の概要

本市の健康増進計画として、平成16年度から「健康ぎのわん21」が開始されました。平成20年度の間評価を経て、平成25年度に最終評価を行い、健康ぎのわん21（第2次）を策定し平成30年度、第2次計画中間評価を行いました。本計画は、「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」をめざして、住み慣れた地域で安心して生活できる都市を作っていくことを目的としています。

計画の基本目標として〔1〕健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進、〔2〕働き盛りの健康増進と早世の予防を掲げ、重点施策である肥満対策の強化に加え、以下の8分野において計画を推進していきます。

①栄養・食生活、②身体活動・運動、③健康診査・生活習慣病、④妊娠・子育て、
⑤こころの健康・休養、⑥飲酒、⑦喫煙、⑧歯・口腔の健康

（2）「健康ぎのわん21」の部会別推進状況

部会	主な事業内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
食生活	1) 食生活改善推進員育成事業										
	* 主体活動	81	538	74	425	60	366	97	652	118	773
	* ①主体事業	12	307	11	197	5	152	13	564	12	221
	* ②受託事業	7	97	5	164	10	139	9	298	4	50
	* ③協力事業	44	1,509	31	1,137	12	411	27	1,190	22	1,461
運動	1) 美らがんじゅう体操DVD・CD配布	-	722	-	512	-	205	-	272	-	245
	2) 美らがんじゅう体操活動普及	238	9,297	180	3,924	152	3,247	292	5,823	323	9,333
	3) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更	1	472	中止		中止		1	416	1	405
	4) ウォーキングマップの作成、配布	-	212	-	2,387	-	274	-	600	-	446
休養・心・飲酒	・市民や職員を対象に、メンタルヘルスの講演会、研修会の実施 ・こころの健康に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・アルコール依存症に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・集団健康教育等で、休養及び心の健康に関する講話を実施 ・親子健康手帳交付時、飲酒ありの妊婦に対し保健指導を実施										
たばこ	・たばこの害に対するポスターや禁煙方法等についてのポスター展示やチラシの配布 ・ホームページによる禁煙及び禁煙外来の普及啓発、健診会場においてパネルの展示 ・親子健康手帳交付時、禁煙、受動喫煙に対する個別指導 ・特定保健指導実施時、禁煙のすすめや相談の実施、必要時禁煙外来の紹介を行っている。										
歯	・歯周病予防に関するパネル及びポスターの掲示 ・妊産婦の歯周病予防等のリーフレットを親子健康手帳交付時に配布										

* 「主体活動」は定例会や理事会の開催、部会活動、研修会への参加。

* ①「主体事業」は男性料理教室、ママの料理教室、畑を活用したこどもの食育等。

* ②「受託事業」は財団法人日本食生活協会・沖縄県食生活改善推進員連絡協議会・沖縄県保健医療福祉事業団からの受託を受けて、全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト、おやこの食育教室、生涯骨太クッキング、食育活動事業を実施。

* ③「協力事業」は、ウォーキング大会及び集団健診、介護予防事業等、市の事業に協力。

4. 地域健康づくり支援事業

(1) オリジナル健康体操の普及事業

①事業の目的

肥満に起因する生活習慣病を予防するために、子供から高齢者まで実施可能かつ肥満解消に有効な筋肉運動を取り入れた体操プログラムを開発し、オリジナル健康体操を制作しました。

また、『早寝早起き 朝ごはん食べて』や『ちょっと待ってメタボリック気をつけて』など、生活習慣や健康を意識した歌詞を盛り込んでおり、家庭や地域で楽しくからだを動かしながら健康へ関心を高められるよう市民へ普及しています。

②事業の内容

平成19年度に開発・制作した宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちょっと待って！メタボリック！気をつけ隊～」を地域や様々なイベント、健康教育事業等で健康増進課の職員や健康づくり推進員が体操を指導し、その他普及PR用のDVD・CDを作成・配布するなどの普及活動を展開しています。

*平成21年度には、「第63回全国レクリエーション大会INながさき」ご当地体操コンテストにエントリーし、『メタボにさよならで賞』を受賞しました。

*平成22年度には、低体力者や生活活動量の少ない方でも気軽に楽しく取り組める「らくらく編」を考案し、DVDのPart 2（らくらく編&体操普及映像付）と体操リード付CDを制作・普及しています。

*平成24年度には、美らがんじゅう体操の曲のほかにラジオ体操第1・第2も収録したPart3のCDを作成し、市内各所に配布しました。

*平成26年度は健康都市宣言50周年記念として、美らがんじゅう体操コンテストを実施しました。市職員を対象に毎週金曜日の始業前に美らがんじゅう体操を実施しました。

*令和2年度は、NHK沖縄放送局「ちゅらTV」で美らがんじゅう体操やお家でできる筋トレなどを放送しました。

③普及状況

(単位：人)

実施場所		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種健康教育事業	実施回数	36	36	25	36	34
	参加人数	561	505	263	422	335
老人福祉センター	実施回数	21	15	10	22	21
	参加人数	1,260	830	200	418	504
自治会（区民運動会等）	実施回数	192	78	72	176	174
	参加人数	5,580	1,795	1,663	3,851	4,646
保育園・小学校	実施回数	2	1	1	0	22
	参加人数	658	160	150	0	2,398
イベント・その他（通いの場、ウォーキングday）	実施回数	9	49	44	58	60
	参加人数	1,272	652	971	1,132	1,430
合 計	実施回数	260	179	152	292	311
	参加人数	9,331	3,942	3,247	5,823	9,313

*市内イベントである、健康・福祉都市づくりフェア、はごろも祭り、交通安全キャンペーン市内一周駅伝大会等での普及活動は、参加人数が不特定多数のため集計には含めておりません。実施回数のみ集計しています。

(2) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更

①事業の目的

健康ぎのわん21（第2次）が目指す「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」を目指して、市民に運動習慣を定着させることを目的としています。ウォーキングは、老若男女問わず実施できる運動であり、生活習慣病の予防や体脂肪燃焼など運動効果が期待されます。

また、大会をきっかけに多くの市民が身体を動かす楽しみを実感し、健康への認識を高め、運動の継続を推進します。

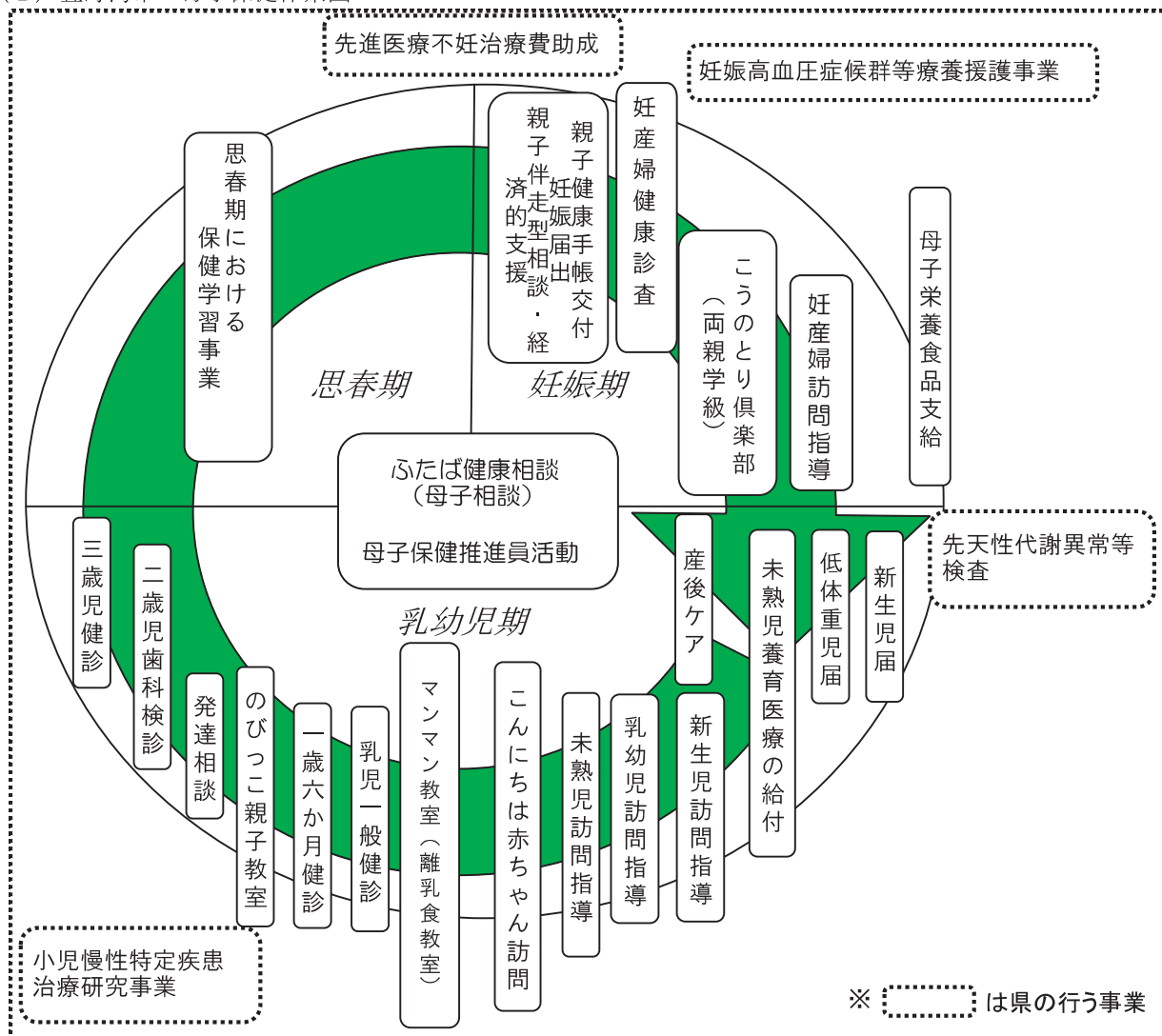
(単位：人)					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大会場所	宜野湾市立グラウンド	中止	中止	-	-
参加人数	472			416	405

- *令和元年度は産業まつりと同日に開催しました。
- *令和2年度、令和3年度はコロナ感染拡大により開催を中止しました。
- *令和4年度よりアプリを使ったウォーキングイベントを実施しました。

5. 母子保健事業

本市は、母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進、食育の推進、思春期保健対策の充実等、すべての親子がいいきと安心して暮らせるよう数々の事業を展開しています。

(1) 宜野湾市の母子保健体系図



(2) 人口動態

資料：衛生統計年報令和6年5月発行

(各年末 単位：人・‰・%)

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		県	本市	県	本市	県	本市	県	本市	県	本市
出生	数	15,732	1,157	14,902	1,136	14,943	1,183	14,535	1,157	13,594	1,029
	率	11.0‰	12.1‰	10.4‰	11.8‰	10.3‰	12.1‰	10.0‰	11.7‰	9.4‰	10.4‰
乳児死亡	数	24	3	19	2	39	1	23	2	23	2
	率	1.5‰	2.6‰	1.3‰	1.8‰	2.6‰	0.8‰	1.6‰	1.7‰	1.7‰	1.9‰
新生児死亡	数	11	3	8	0	19	1	12	1	7	0
	率	0.7‰	2.6‰	0.5‰	0‰	1.3‰	0.8‰	0.8‰	0.9‰	0.5‰	0‰
周産期死亡	数	53	4	36	8	52	2	46	4	42	4
	率	3.4‰	3.5‰	2.4‰	7.0‰	3.5‰	1.7‰	3.2‰	3.4‰	3.1‰	3.9‰
死産	数	382	33	370	31	323	23	367	25	299	21
	率	23.7‰	27.7‰	24.2‰	26.6‰	21.2‰	19.1‰	24.6‰	21.2‰	21.5‰	20.0‰
低体重児 (2,500g未満)	数	1,728	122	1,662	119	1,628	122	1,615	138	1,535	107
	率	11.0‰	10.5‰	11.2‰	10.5‰	11.2‰	10.5‰	11.1‰	11.9‰	11.3‰	10.4‰

(3) 親子(母子)健康手帳(母子保健法第16条)・妊産婦健康診査(母子保健法第12条)状況

平成21年度から、母子健康手帳の名称が親子健康手帳となりました。妊娠の届出後、親子(母子)健康手帳の交付を受け、別冊の妊婦健康診査受診票で健診を公費で受けることができます。平成20年4月から公費負担による健診回数が2回から5回に拡充され、平成21年4月からは更に14回に増えました。検査項目も増え充実した内容になっています。また、令和3年度より産婦健康診査も公費で受けられるようになりました。

①親子健康手帳交付状況

	親子健康手帳の交付	総数	妊娠週数					出産後交付	再交付数	双胎以上の数(再掲)	外国人への交付(再掲)
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳				
令和元年度	交付	1,258	1,061	173	8	5	0	11	19	15	26
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	40	27	8	3	2	0	0		0	0
	35歳以上	328	289	36	3	0	0	0		7	8
令和2年度	交付	1,247	1,112	117	8	5	0	5	13	20	26
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	24	20	3	1	0	0	0		0	0
	35歳以上	328	310	18	0	0	0	0		6	3
令和3年度	交付	1,116	996	108	6	2	0	4	5	15	13
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	24	19	3	2	0	0	0		0	0
	35歳以上	264	232	32	0	0	0	0		4	1
令和4年度	交付	1,043	928	102	7	2	0	4	11	14	17
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	20	13	6	1	0	0	0		0	1
	35歳以上	305	276	27	1	1	0	0		5	5
令和5年度	交付	956	784	152	9	1	0	10	13	12	24
	(再掲) 年齢別										
	19歳以下	18	8	9	1	0	0	0		0	0
	35歳以上	257	218	35	4	0	0	0		7	6

※再掲の35歳以上は、高年産婦の定義集計から県統計集計方法(単純に35歳以上)で集計しています。

②-1 妊婦健康診査等実施状況

(各年度末 単位:人)

	妊婦健診受診票発行冊数		受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者内訳(延数)					
						妊娠高血圧症	糖尿	糖負荷	貧血	尿所見有	その他
令和元年度	1,232	第1回目	1,212	851	361	2	17	4	77	208	106
		第2回目	1,062	745	317	5	3	2	64	179	96
		第3回目	1,004	392	666	5	117	86	441	155	140
		第4回目	999	418	656	3	31	33	458	146	184
		第5回目	1,067	479	588	7	15	13	336	152	253
令和2年度	1,222	第1回目	1,195	792	402	2	20	11	72	257	81
		第2回目	1,131	792	337	1	5	3	62	233	54
		第3回目	1,188	523	662	5	100	52	428	180	143
		第4回目	1,206	521	681	6	38	35	462	204	136
		第5回目	1,149	522	622	10	13	10	345	185	230
令和3年度	1,097	第1回目	1,127	763	364	2	13	4	57	246	70
		第2回目	1,070	790	280	0	7	6	44	191	62
		第3回目	1,099	508	591	0	81	25	379	126	103
		第4回目	1,070	468	602	0	26	21	414	139	143
		第5回目	1,060	504	556	5	9	7	340	105	235
令和4年度	1,041	第1回目	1,007	650	357	2	32	2	62	241	73
		第2回目	944	702	242	2	6	5	38	153	56
		第3回目	998	460	538	4	78	31	358	116	108
		第4回目	979	434	545	0	43	42	374	112	123
		第5回目	939	410	529	1	19	19	320	116	197
令和5年度	946	第1回目	929	620	309	2	40	8	48	222	51
		第2回目	920	664	256	1	9	9	41	162	56
		第3回目	951	423	528	4	91	22	360	92	98
		第4回目	950	421	529	1	48	42	368	92	131
		第5回目	928	419	509	3	23	23	278	113	220

※妊婦健診の9-1回～9-9回については当初、沖縄県妊婦健康診査支援基金事業補助金(補助率1/2以内)の平成21～22年度の2年間の補助事業とし、平成23年度、24年度にそれぞれ1年間、延長実施されました。平成25年度からは14回の健診すべてが一般財源化され、安定的に実施できるようになりました。

②－ 2 妊婦健康診査等実施状況

(単位：人)

令和元年度		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
	受診者数	1,075	1,137	1,046	1,129	987	1,046	829	615	395	8,259
令和2年度		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
	受診者数	1,131	1,201	1,140	1,180	1,033	1,110	923	666	380	8,764
令和3年度		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
	受診者数	1,110	1,097	1,037	1,074	955	1,043	807	600	405	8,128
令和4年度		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
	受診者数	970	986	920	1,005	858	944	741	551	359	7,334
令和5年度		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
	受診者数	930	929	916	941	885	898	731	560	358	7,148

資料：国保連合会資料

③産婦健康診査実施状況

宜野湾市産婦健康診査実施要綱
母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

(年度末 単位：人)

受診者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1回目	1,019	974	932
2回目		839	908

(4) 乳幼児健康診査の状況（母子保健法第12条、第13条）

①乳児一般健康診査の状況

乳児期の疾病等を早期に発見し、適切な措置を講じて、乳児の保健管理の向上を図ることを目的としています。生後3～5か月（前期）と9～11か月（後期）の1歳までに2回の健診を受けます。

（各年度末 単位：人・％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2,094	2,464	2,343	2,169	1,962
受診者数	1,915	2,094	2,040	1,981	1,759
受診率	91.5%	85.0%	87.1%	91.3%	89.7%
有所見者数	343	450	510	531	459
有所見率	17.9%	21.5%	25.0%	26.8%	26.1%

②1歳6か月児健康診査の状況

幼児期初期で歩行や言語等の運動機能・精神発達・むし歯等の異常を早期に発見し適切な措置を講じることにより、幼児の保健管理の向上を図ることを目的として年間31回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,183	1,091	1,192	1,011	1,032
受診者数	1,052	948	1,004	949	921
受診率	88.9%	86.9%	84.2%	93.9%	89.2%
有所見者数	214	191	281	299	244
有所見率	20.3%	20.1%	28.0%	31.5%	26.5%

③3歳児健康診査の状況

発育状態・栄養状態及び精神発達等の検査、諸習癖の相談指導、予防接種実施の確認等、多角的な健診を行い、心身の異常を早期に発見し、適切な措置を講じ幼児の保健管理の向上を図ることを目的としています。年間30回開催しています。

（各年度末 単位：人・％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,166	1,052	1,216	1,083	953
受診者数	999	855	961	938	860
受診率	85.7%	81.3%	79.0%	86.6%	90.2%
有所見者数	155	170	182	217	230
有所見率	15.5%	19.9%	18.9%	23.1%	26.7%

④歯科検診

乳歯が生えそろう、むし歯の初発する時期に、歯磨きの仕方・おやつ・飲み物の与え方等子供のむし歯予防、衛生指導を行っています。市では1歳6か月児健康診査時、3歳児健康診査時、2歳児歯科検診と乳児健診後期にみがきスタートも実施しています。

(ア) 1歳6か月児健康診査（歯科）

(単位：人・％・本)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,183	1,091	1,192	1,011	1,032
受診者数	1,050	947	1,003	948	921
受診率	88.8%	86.8%	84.1%	93.8%	89.2%
う蝕有病者数	25	13	19	7	15
(率)	2.4%	1.4%	1.9%	0.7%	1.6%
1人平均むし歯数	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0

※小児保健協会による集計データ

(イ) 3歳児健康診査（歯科）

(単位：人・％・本)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,166	1,052	1,216	1,083	953
受診者数	999	846	958	938	860
受診率	85.7%	80.4%	78.8%	86.6%	90.2%
う蝕有病者数	163	122	162	105	108
(率)	16.3%	14.4%	16.9%	11.2%	12.6%
1人平均むし歯数	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4

※小児保健協会による集計データ

(ウ) 2歳児歯科検診

(単位：人・％・本)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,089	167	859	1,311	1,109
受診者数	737	105	484	784	690
受診率	67.7%	62.9%	56.3%	59.8%	62.2%
う蝕有病者数	44	5	18	35	22
(率)	6.0%	4.8%	3.7%	4.5%	3.2%
1人平均むし歯数	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1

(エ) 令和4年度3歳児検診（歯科）受診者における2歳児歯科検診の受診状況

2歳児歯科検診受診者のほうが3歳児健診においてう蝕（むし歯）有病率が低い。

(単位：人・％・本)

		受診者数	う蝕（むし歯）有病者		1人平均むし歯数
			数	率	
3歳児健康診査受診者総数		860	108	12.6%	0.4
2歳児歯科検診受診	有	592	67	11.3%	0.3
	無	268	41	15.3%	0.5

(5) 発達相談実施状況

平成29年度より言語相談も実施しています。(各年度末 単位：回・人)

発達相談		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数		73	53	70	69	198
相談者	実人数	84	51	69	69	97
	延人数	91	53	70	69	198
相談のきっかけ	1歳半健診	10	5	17	12	6
	3歳児健診	26	13	11	17	23
	来所・電話	29	23	29	22	40
	保健事業より	18	9	8	16	19
	関係機関の紹介	1	1	1	2	9
	その他	0	0	3	0	0
相談結果	助言し終了	10	1	20	12	17
	経観後終了	2	0	0	1	0
	要経過観察	30	27	8	12	8
	のびっこ紹介	7	2	10	5	0
	加配保育	1	0	0	3	9
	巡回相談	7	1	9	2	2
	教育員会	2	1	0	2	0
	医療機関紹介	11	5	4	7	1
	療育	10	13	16	20	48
	他機関	4	1	2	5	3
	継続相談					9

言語相談	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催数	23	20	28	32	38
	実人数	30	17	18	21	28
	延人数	45	23	28	32	38

(6) 各種健康教室(母子保健法第3条、第9条、発達障害者支援法第5条)

保健上の問題に対する健康教育だけでなく、情報や悩み等を共有することで、お互いに支えあえる仲間づくりも目的にしています。

		(各年度末 単位：人・%)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
このとり 倶楽部 (両親学級)	対象者	423	463	450	359	396
	参加実人数	55	93	77	81	92
	参加率	13%	20%	17%	23%	23%
マンマン教室 (離乳食教室)	対象者	411	484	502	457	349
	参加実人数	159	84	98	105	125
	参加率	39%	17%	20%	23%	36%
思春期ふれあい抱っこ 体験学習	事前学習	929	594	811	742	751
のびっこ 親子教室	実人数	34	16	16	35	36
	延人数	53	26	21	56	66
未熟児学級	対象者	385	0	0	0	185
	参加実人数	21	0	0	0	20
	参加率	5%	0%	0%	0%	11%

※H29, 30年度は未熟児学級の対象に双子も加えました。R元年度、業務見直しにより両親学級を1クール5回6クールから1クール3回3クールへ縮小し、育児学級を中止しました。

(7) 母子健康相談（ふたば健康相談室）（母子保健法第9条）

妊娠出産から子育て、思春期にいたるまでのさまざまな相談に保健師・助産師・栄養士が個別に対応することで育児不安などを解消することを目的とし、毎月第1・第3火曜日の午前中実施しています。

継続的に利用する方も多く、月齢や年齢に応じた心配や不安を解消する場となっています。

（各年度末 単位：人）

		平成元年度	平成2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数		24	19	23	21	22
種別	妊婦	0	2	2	3	4
	産婦	60	97	37	30	39
	乳児	192	177	285	282	323
	幼児	43	34	50	68	61
	思春期	0	0	0	0	0
	その他	6	8	0	0	2
合計		301	318	374	383	429

(8) 妊産婦・新生児訪問指導事業(母子保健法第10条、第11条)

保健指導を受けることが必要、または訪問希望のある妊産婦・新生児に対して、不安を解消し、必要時には病院受診へとつなげることを目的としています。助産師が訪問し、妊娠・出産・育児等に関し必要な指導を実施します。

（各年度末 単位：人）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦	0	0	1	1	0	0	1	1	2	2
新生児及び産婦	188	190	109	111	202	205	150	153	186	187
乳児及び産婦	129	135	95	105	117	119	114	115	101	102

(9) 未熟児養育医療給付事業(母子保健法第20条)

財源（国：1/2 県1/4）

出生時体重が2000g以下または生活力が特に薄弱なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担する制度です。世帯の所得に応じて一部自己負担金があります。県より権限移譲を受け、平成25年4月より市で実施しています。

（各年度末 単位：人・円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診券交付人数		32	33	27	27	27
給付	人数	35	30	41	30	27
	金額	7,760,478	8,680,876	10,782,501	10,041,176	6,513,457

(10) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

児童福祉法第21条の10の2 財源（国1/3・県3/1・市1/3）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。そして、子育てに関する助言や情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることで、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

（各年度末 単位：件・％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象家庭数	1,086	1,113	1,011	927	888
訪問家庭数	1,014	991	901	850	824
訪問率	93%	89%	89%	92%	93%

訪問支援者

母子保健推進員、保健師、助産師等

この訪問事業は、第二種社会福祉事業届出後の平成21年度より開始しています。

平成29年度より、県等に報告する条件で算出した数値となっています。

(11) 母子保健推進員設置状況

宜野湾市母子保健推進員設置要綱

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、乳幼児健診の受診勧奨や各種健診・教室等への協力、母子保健に関する啓蒙啓発のための活動等を行っています。

（各年度末 単位：人）

自治会	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 野嵩1区	2	2	2	2	2
2 野嵩2区	1	1	1	1	1
3 野嵩3区	1	1	1	1	1
4 普天間1区	1	1	1	1	1
5 普天間2区	0	0	0	0	0
6 普天間3区	1	1	1	1	1
7 新城区	1	1	1	1	1
8 喜友名区	1	1	1	1	1
9 伊佐区	2	2	1	0	0
10 大山区	2	2	2	2	2
11 真志喜区	2	2	2	2	1
12 宇地泊区	2	2	2	1	1
13 大謝名区 大謝名団地	1	1	1	0	0
14 上大謝名	1	1	1	0	1
15 嘉数区	1	1	1	1	1
16 嘉数ハイツ	0	0	0	0	0
17 真栄原区	3	3	3	3	3
18 我如古区	2	2	2	2	2
19 宜野湾区	2	2	1	2	2
20 長田区	3	3	2	2	2
21 愛知区	2	2	1	1	2
22 中原区	2	2	2	2	2
合 計	33	33	29	26	27

(12) 子育て世代包括支援センター

宜野湾市利用者支援事業実施要綱

宜野湾市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3）

平成29年からスタートした利用者支援事業（母子保健型）は、令和3年4月1日より子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

（各年度末 単位：件）

	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出時面接数（＊）	1,232	1,223	1,098	1,025	932
支援プラン（実人数）			29	63	184
支援プラン（延べ数）			60	112	197

平成29年6月より専任の保健師を配置しています。

＊令和3年4月から子育て世代包括支援センターとして、妊娠届出時面接は「セルフプラン」として支援を行い、必要に応じて「支援プラン」による継続支援をスタートさせています。

(13) 新生児子育て応援給付金事業（令和2年度単年度事業）

宜野湾市新生児子育て応援給付金事業実施要綱

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年度4月から実施された特別定額給付金事業の対象とならない新生児の出産養育にかかる費用等の経済的な援助を行い、子育て世帯への支援を図るために、対象者一人あたり10万円給付する事業を実施しました。

申請期間：令和2年10月12日から令和3年5月31日まで。

対象者：令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生後最初の住民登録が本市であり、申請日に住民である者。

（各年度末 単位：人・円）

	令和2年度（3月末現在）	令和3年度（6月末現在）	合計
対象者数	1,107	5	1,112
申請者数	1,010	102	1,112
給付者数	979	133	1,112
給付額	97,900,000	13,300,000	111,200,000

（令和2年度歳出予算を令和3年度に繰越し執行）

(14) 産後ケア事業

宜野湾市産後ケア事業実施要綱

母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

令和3年度より、産後家族等からの必要な支援が受けられない産婦、乳児に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう宿泊、デイサービス、訪問による支援を行います。

（年度末 単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	25	68	158
利用延べ数	60	170	508

(15) 宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業

宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト事業実施要綱

出産・子育て応援交付金（伴奏型相談支援 国1/2 県1/4 市1/4）

（出産・子育て応援ギフト 国2/3 県1/6 市1/6）

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て家庭も少なくない。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに出産・子育ての経済的支援を一体的に実施することにより、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできることを目的とし、令和5年4月1日より事業を開始しました。

（伴奏型相談支援）

出産・育児等の見通しを立てるための面談等並びにその後の継続的な情報発信及び随時の相談対応を、関係機関との情報共有を行いながら実施しております。

面接の時期：妊娠届出時・妊娠8か月頃・出生後

面接の対象者：妊娠届を出した妊婦・出生届を出した産婦等

面談の内容：各期アンケート及び各期ガイドを活用して行う。

（親子支援ギフト）

親子支援ギフトとして下記のギフトを給付。

出産準備ギフト（給付対象者の妊娠1回につき5万円）

子育て応援ギフト（対象のこども1人につき5万円）

※令和5年度は令和4年4月1日～事業開始前に出生届を出した産婦等及び妊娠届を出した妊婦（遡及対象者）についても支給対象となります。

（各年度末 単位：人・円）

	令和5年度	
	遡及対象 ※①	事業開始以降 ※②
出産準備ギフト申請者数	1,541	913
給付額	77,050,000	45,650,000
子育て応援ギフト申請者数	993	833
給付額	49,650,000	41,650,000

※①令和4年4月1日～事業開始前に出生届を出した産婦等及び妊娠届を出した妊婦

※②令和5年4月1日以降に出生届を出した産婦及び妊娠届を出した妊婦

6. 予防接種事業

予防接種事業は、予防接種法第5条第1項及び宜野湾市任意予防接種実施要綱に基づき、伝染のおそれがある下記の疾病の発生及びまん延を予防する為に予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として実施しています。

◆法律の定めるところにより予防接種を行う疾病 ―― 予防接種法（昭和23年法律第68号）

【A類疾病】目的：発生及びまん延を予防すること

1. ジフテリア 2. 百日せき 3. 急性灰白髄炎 4. 麻しん 5. 風しん 6. 日本脳炎 7. 破傷風 8. 結核 9. Hib感染症 10. 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） 11. ヒトパピローマウイルス感染症 12. 水痘 13. B型肝炎 14. ロタウイルス感染症 15. その他発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

【B類疾病】目的：個人の発病及び重症化を防止し、そのまん延の予防に資すること

1. インフルエンザ 2. 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

◆法定外（任意）予防接種の対象となる疾病 ―― 宜野湾市任意予防接種実施要綱（市単独事業）

おたふくかぜ

平成24年3月より市が行政措置としての予防接種（以下「任意予防接種」という。）を開始しました。

（令和6年度）

予防接種名		対 象 年 齢	接種回数	実施方法
定期	不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回	個別接種
	BCG（結核）	・1歳誕生日の前日まで	1回	
	DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風) DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) DPT-IPV-Hib(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回	
	DT(ジフテリア・破傷風) ※平成28年4月に集団接種から個別接種へと移行	・11歳以上13歳未満の方（標準年齢：小学校6年生）	1回	
	日本脳炎	・生後6か月から7歳6か月の前日まで（1期） ・9歳以上13歳未満の方（2期） ・H7年4月2日からH19年4月1日生まれで20歳未満の方	3回 1回 4回	
	麻しん風しん（MR）	・1歳から2歳誕生日の前日まで（1期） ・小学校入学前の1年間にある子（2期）	1回 1回	
	水痘（みずぼうそう） ※平成26年10月1日より任意接種から定期接種	・生後12か月から36か月の前日まで	2回	
	ヒブ	・生後2か月から5歳未満の方 （接種回数は開始月齢により異なる）	1～4回	
	小児の肺炎球菌 （13価・15価）	・生後2か月から5歳未満の方 （接種回数は開始月齢により異なる）	1～4回	
	子宮頸がん（HPV）予防ワクチン（2価・4価）	小学6年生から高校1年生相当年齢の女子 H9年4月2日からH20年4月1日生まれの子（キャッチアップ対象者※1） 接種可能期間：R4年4月1日からR7年3月末	3回 最大3回	
	子宮頸がん（HPV）予防ワクチン（9価）	1回目接種時の年齢が15歳未満の女子	2回	
		1回目接種時の年齢が15歳以上の女子	3回	
		H9年4月2日からH20年4月1日生まれの子（キャッチアップ対象者※1） 接種可能期間：R4年4月1日からR7年3月末	最大3回	
	インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満のハイリスク者	毎年1回	
	高齢者の肺炎球菌	・65歳の者 ・60歳以上65歳未満のハイリスク者 （過去に23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチンを1度でも接種したことがある者は除く）	1回	
	B型肝炎 ※平成28年10月1日より定期接種	・生後2か月から1歳誕生日前日まで	3回	
	ロタウイルス ※令和2年10月1日より定期接種	・ロタリックス（1価）生後6週～24週	2回	
		・ロタテック（5価）生後6週～32週	3回	
任意	おたふくかぜ	・生後12か月から24か月未満の方（1歳児）	1回	

※1 HPVワクチンの積極的接種勧奨が差し控えられていた期間に、定期接種の対象であり、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方。

【定期接種実施状況】

各年度末（単位：延べ人数・％）

予防接種名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
不活化ポリオ （※１）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	3	1	2	1	0
	接種率	—	—	—	—	—
B C G	対象者	1,133	1,148	1,152	1,061	934
	接種者	1,100	1,137	1,085	1,016	888
	接種率	97.1	99.0	94.2	95.8	95.1
DPT（３種混合） （※１）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	0	1	0	0	0
	接種率	—	—	—	—	—
DPT-I-PV （４種混合）	対象者	4,608	4,595	4,939	4,687	4,534
	接種者	4,643	4,598	4,439	3,992	3,902
	接種率	100.8	100.1	89.9	85.2	86.1
D T	対象者	1,161	1,186	1,223	1,229	1,196
	接種者	909	852	787	722	805
	接種率	78.3	71.8	64.3	58.7	67.3
日本脳炎（※４）	対象者	5,642	5,558	3,805	5,594	5,182
	接種者	5,064	4,681	2,759	4,159	3,891
	接種率	89.8	84.2	72.5	74.3	75.1
麻しん風しんMR１期	対象者	1,195	1,104	1,164	1,092	1,036
	接種者	1,175	1,091	1,071	974	931
	接種率	98.3	98.8	92.0	89.2	89.9
麻しん風しんMR２期	対象者	1,171	1,171	1,166	1,172	1,132
	接種者	1,077	1,066	1,033	1,002	980
	接種率	92.0	91.0	88.6	85.5	86.6
ヒブ	対象者	4,601	4,644	4,524	3,357	3,913
	接種者	4,382	4,680	4,392	3,906	3,596
	接種率	95.2	100.8	97.1	116.4	91.9
小児の肺炎球菌	対象者	4,601	4,644	4,524	3,278	4,082
	接種者	4,545	4,586	4,394	3,909	3,602
	接種率	98.8	98.8	97.1	119.2	88.2
水痘 （みずぼうそう）	対象者	2,303	2,195	2,272	2,234	1,857
	接種者	2,142	2,142	1,994	1,862	1,796
	接種率	93.0	97.6	87.8	83.3	96.7
B型肝炎	対象者	3,474	3,531	3,393	3,114	2,802
	接種者	3,265	3,400	3,227	2,970	2,635
	接種率	94.0	96.3	95.1	95.4	94.0
子宮頸がん予防ワクチン （※２）	対象者	—	—	—	6290	6,787
	接種者	5	34	296	562	536
	接種率	—	—	—	8.9	7.9
高齢者の肺炎球菌	対象者	2,999	3,153	3,240	3,436	3,505
	接種者	679	884	705	627	632
	接種率	22.6	28.0	21.8	18.2	18.0
インフルエンザ	対象者	19,270	19,822	20,452	20,855	21,212
	接種者	10,086	12,037	10,372	11,368	10,555
	接種率	52.3	60.7	50.7	54.5	49.8
ロタウイルス （※３）	対象者	—	1431	2,604	2,297	2,148
	接種者	—	1036	2,409	2,097	1,910
	接種率	—	72.4	92.5	91.3	88.9

※１ 平成24年11月１日からDPT（３種混合）がDPT-I-PV（４種混合）へ変更となり、現在不活化ポリオ及びDPTの個別通知は行っていません。

しかし、変更後も１回目の接種をDPTで行った方は、これまでのワクチンを接種することとなっているため、引き続き不活化ポリオ及びDPT接種者の実績があります。

※２ 子宮頸がん予防ワクチンにおいては、平成25年６月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的接種勧奨の差控えがあり令和３年度まで個別通知は行っておりませんでした。令和３年11月26日の厚生労働省通知により接種勧奨が再開されることとなりました。

※３ ロタウイルス予防接種は、令和２年10月１日より定期接種を開始しました。令和２年度は10月からの定期接種の数値となっています。また、対象者は接種するワクチンによって回数（２回又は３回）が異なるため、対象者を接種割合で算出しています。

※４ 日本脳炎については、令和３年に一部のワクチンが製造停止となり、供給量の減少があったため、令和３年度は通知対象者を１期２回接種対象者及び特例対象者へ優先的に通知しております。

【接種率の算出方法について（B/A×100）】※令和元年度より算出方法の見直し

A：対象者数は通知発送数（MR1期・2期は国へ報告した値）

B：接種者数は定期接種者数（任意接種・他市町村での接種者は除く）

【予防接種法の法改正の経過について】

（ポリオ）

生ポリオワクチンは、平成24年9月1日より不活化ポリオワクチンへ変更になりました。平成25年度以降の実績はありません。また、令和5年度より接種開始時期が生後3か月から生後2か月に変更となりました。

（DPT-I PV-H i b（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブの5種混合））

法改正により、令和6年4月1日からDPT-I PV（4種混合）にヒブを追加したDPT-I PV-H i b（5種混合）が定期接種化されました。

（DPT-I PV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合））

法改正により、平成24年11月1日からDPT（3種混合）がDPT-I PV（4種混合）へ変更となりました。また、令和5年度より接種開始時期が生後3か月から生後2か月に変更となりました。

（DT）

DTの予防接種は、平成28年度に集団接種から個別接種へと移行しました。

（日本脳炎）

日本脳炎予防接種については、ワクチンの副反応症例に伴い、平成17年5月30日付厚生労働省から積極的勧奨（個別通知）の差控えがありましたが、平成22年度から順次接種が再開され、平成17年度から平成21年度の間に予防接種の機会を逃した方（H7.4.2～H19.4.1生まれ）も、20歳未満までに定期接種として接種することができるようになりました。平成28年度より9歳及び18歳に達する者に対し2期接種の積極的勧奨を行っています。

（麻しん風しん）

平成20年度から平成24年度までの5年間の期限で、麻しん風しん（MR）3期及び4期を実施していました。平成25年度以降3期及び4期の実績はありません。

（ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がん）

ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がんにおいては、平成23年度及び平成24年度は県のワクチン接種緊急促進基金を活用し、公費で接種できる任意予防接種として実施しておりました。平成25年度から法律改正により定期接種として実施しております。また、小児の肺炎球菌においては令和6年度より15価ワクチンが定期接種化されました。

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンにおいては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的な接種勧奨（個別通知）の差控えがあり、それ以降個別通知をおこなっておりませんでした。しかし、その後HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められ、令和4年度より積極的な接種勧奨が再開されることとなりました。また、令和5年度より9価ワクチンが定期接種化されました。

（水痘）

水痘については、平成26年10月1日より定期接種となりました。

（B型肝炎）

B型肝炎については、平成28年10月1日より定期接種となりました。

（ロタウイルス）

ロタウイルスについては、令和2年10月1日より定期接種となりました。

（高齢者の肺炎球菌）

高齢者の肺炎球菌は、平成23年度から後期高齢者医療制度の健康増進事業で実施されていましたが、平成26年10月1日から予防接種法施行令の一部改正に伴い、65歳の者を対象に定期接種となりました。

（風しん（第5期））

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、風しん抗体検査・予防接種を公費で受けることができます。
（令和元年度から令和3年度までの時限措置を令和6年度まで延長）

○成人男性風しん抗体検査・予防接種事業（国における風しんの追加的対策）

各年度末（単位：人・％）

予防接種名 成人男性風しん	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種
対象者	10,147	89	9,755	107	9,277	82
受検（接種）者	444	91	384	102	260	71
受検（接種）率	4.4%	102.2%	3.9%	95.3%	2.8%	86.6%

抗体検査：国補助 1 / 2

期間：令和元年度～令和３年度までの時限措置を令和６年度まで延長（R7.3.31）

概要：

風しんの予防接種は予防接種法に基づき公的に行われていますが、以前に公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方については抗体保有率が他の世代に比べ低いことから、無料クーポン券を利用して抗体検査を受けることができます。また抗体検査の結果、十分な量の抗体がない（免疫がない）方は、定期接種の対象として無料で麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種を受けることができます。

発送対象者：

【令和元年度】昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性と、それ以外の対象者で検査を希望される方へクーポン券発送。

【令和２年度】前年度未発送の世代（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性）へクーポン券発送。

【令和３年度】対象者で抗体検査未受検者へ通知。

【令和４年度】抗体検査未受検者全員にクーポン券を発送（R4.4.1付とR5.3.30付の２回）。

【令和５年度】令和４年度末に発送済みのため、令和５年度は発送なし。

※令和２年度～令和４年度の受検（接種）者については、令和元年度以降にクーポンを発送した対象者が含まれています。

【任意予防接種実施状況】

○任意おたふくかぜ予防接種

各年度末（単位：人・％）

予防接種名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	対 象 者 数	1,216	1,178	1,201	1,136	1,025
	接 種 者 数	1,091	1,043	951	964	884
	接 種 率	89.7%	88.5%	79.2%	84.9%	86.2%

平成23年度よりおたふくかぜ任意予防接種について、接種日において１歳から２歳に至るまでの方を対象に公費助成を行っております。子ども達の健康を守ることを第一義的な目的に掲げ、保護者の看護負担軽減と医療費の抑制のため、ワクチン接種に要する助成を実施しております。

7. 新型コロナワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。予防接種法改正（令和2年12月9日施行）により、特例臨時接種を設け厚生労働大臣の指示のもと都道府県の協力により、市町村において新型コロナワクチン接種事業を実施しております。なお、新型コロナワクチンの特例臨時接種は令和5年度で終了となり、令和6年度より65歳以上を対象に定期接種化されることになりました。

（１）接種種類・対象者（令和5年度）

①初回接種（１、２回目）

対象者は5歳以上の方で21日間隔で2回接種します。使用ワクチンは5～11歳の方は5～11歳用ファイザー社製1価ワクチンとなり、12歳以上の方は12歳以上用ファイザー社製1価ワクチン、武田社製（ノババックス）のいずれかです。

②追加接種（３回目以降）

令和5年度は、初回接種完了から3か月以上（ノババックスは6か月以上）経過している5歳以上すべての方が対象となり、秋冬（9月～12月）に1回接種を行います。また重症化リスクが高い者（65歳以上、基礎疾患を有する者）等については、春夏（5月～8月）に1回追加接種を行います。使用するワクチンは、オミクロン株対応ワクチン（ファイザー社製、モデルナ社製）、または武田社製（ノババックス）のいずれかです。なお、65歳以上及び基礎疾患を有する者以外は、努力義務の対象外です。

③乳幼児接種（生後6か月～4歳）

対象者は、生後6か月～4歳の方、21日間隔で2回接種、その後55日以上の間隔において1回接種し初回接種完了となります（初回接種3回）。使用するワクチンは6か月～4歳用ファイザー社製ワクチンです。

上記の者を対象とした新型コロナワクチン特例臨時接種は、令和5年度で終了となり、令和6年度以降は、65歳以上を対象に定期接種へ移行いたします。

（２）予防接種区分

・宜野湾市総人口：100,009人（宜野湾市人口統計（令和6年3月末）より抽出）

（単位：人）

区分	備考	対象者数
医療従事者	総人口3%	3,000
高齢者（65歳以上）	宜野湾市人口（令和6年3月末）より抽出	20,966
高齢者施設の従事者	総人口1.6%	1,600
基礎疾患を有する者	総人口8.2%（20～64歳の場合）	8,200
12歳以上64歳以下	宜野湾市人口（令和6年3月末）より抽出	65,933
5歳以上11歳以下	宜野湾市人口（令和6年3月末）より抽出	7,954
生後6か月以上4歳以下	宜野湾市人口（令和6年3月末）より抽出	4,678

（３）ワクチン接種数・接種率（令和6年3月末現在）

（単位：人・%）

	全年齢		うち65歳以上		うち64歳～12歳		うち11歳～5歳		うち4歳～生後6ヶ月	
	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率
1回目接種	68,915	69.1%	19,330	94.1%	49,045	74.5%	511	6.3%	29	0.5%
2回目接種	68,094	68.3%	19,213	93.6%	48,398	73.5%	457	5.7%	26	0.5%
3回目接種	44,356	44.5%	17,346	84.5%	26,827	40.7%	172	2.1%	11	0.2%
4回目接種	16,158	16.2%	13,057	63.6%	3,101	4.7%	—	—	—	—
オミクロン株 対応ワクチン （3～5回目）	25,790	25.9%	12,623	61.5%	13,150	20.0%	17	0.2%	—	—
R5春開始接種	10,237	35.1%	9,097	43.4%	1,095	13.4%	31	0.4%	14	0.3%
R5秋開始接種	9,621	9.7%	6,325	30.2%	3,223	4.9%	61	0.8%	12	0.3%

8. 地域保健の現状と今後の展望

本市は、昭和39年に他市町村に先駆けて「健康都市」を宣言し、昭和61年には、行政、医師会及び住民の代表などの構成員となる「宜野湾市健康づくり推進協議会」を立ち上げ、母子保健、成人保健及び予防接種など市民一人ひとりにあった健康づくり事業を実施してきました。「宜野湾市食育推進計画」を策定し、市民が健康で幸せな生活を営めるよう、多方面から健康づくりを推進しています。

（１）感染症予防対策

予防接種事業においては、集団で行ってきた予防接種を平成7年度より順次個別接種へ移行し、平成14年度には予防接種の費用を無料化にすることにより、接種率の向上に努めました。

予防接種の種類が増え、予防接種の方法も変化していく中、今後とも医療機関との連携を密にするとともに、市民に対しては予防接種の意義について理解を深めるよう広報に努め、更なる接種率の向上を目指します。

また、市民の感染防止・発症予防に努め、市民の健康管理の向上を図ることを目的に、平成29年度より防衛省の補助金である「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用し、予防接種事業の安定的な実施を図っております。

その他感染症対策として、新感染症が発生した場合に、住民の生命と健康を守り、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に平成25年3月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、平成26年2月13日宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しました。令和2年3月には「新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」を策定し、新感染症が発生した際に、住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供できるよう取り組んでいきます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、緊急事態宣言時には市新型コロナウイルス対策本部を設置し、市の対策方針の決定等を行い、感染症対策の強化を図っていきます。

今後とも国、県、関係機関等との連携を図りつつ情報収集に努め、新型インフルエンザ等対策にも取り組んでいきます。

（２）成人期以降の健康増進

①健康づくり事業

医療技術の進歩や保健衛生及び生活水準の向上等により、平均寿命が長くなる一方、食生活の欧米化がすすみ、車社会の普及や利便性の向上により生活が豊かになり、それに伴う栄養過多・身体活動の低下などで肥満や生活習慣病が増加している現状にあります。

本市では、子供から高齢者までライフステージに合わせた健康づくりと食育を実践し、諸施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、平成25年度に「健康ぎのわん21（第2次）」「宜野湾市食育推進計画」を策定し平成30年度に中間評価をし令和5年度最終評価を行います。

健康づくり事業としては、健康教室を継続的な取組とすると共に、健康づくり推進員を中心としたオリジナル健康体操の普及事業を実施しています。また、おやこの食育事業、男性料理教室など、食生活改善推進員による食育事業も実施しています。健康教室に関しては、健診指導係と連携しながら対象者の選定や、市の課題に基づいた肥満の改善等を重視した教室や、市民の希望に応じた「出前講座」を実施しています。また、行政と地域のパイプ役である、食生活改善推進員及び健康づくり推進員の養成講座を定期的開催し、終了後も、継続的な活動ができるよう育成に努めており、連携しながら効果的な事業を実施していきます。そのほか、市民の健康意識を高めるために、健康に関する啓発活動・SNS等を活用した情報発信強化に努めています。

今後とも、「健康ぎのわん21（第2次）計画」及び「食育推進計画」の目標達成に向け関係各課と連携を図りながら計画推進に取り組んでいきます。

②沖縄健康医療拠点健康まちづくり推進事業

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）は平成27年3月末に返還され、琉球大学医学部及び大学病院を移設し、沖縄の医療体制の中核となる医療拠点整備に向けて取り組んでいます。琉球大学医学部および大学病院の移設を機に連携し、西普天間住宅地区を核とした全市民参加型の健康まちづくりを推進します。健康まちづくりの一環として、市内で実証事業等を行い、市民が自発的に健康づくりを継続できるような支援等から、市民自らが健康意識を変え、健康への行動変容を促すことを目的に施策の構築を検討致します。実証事業の期間は、令和4年度から令和7年度まで予定しており、効果検証や改善を行いながら具体的な施策を構築し、西普天間住宅地区をウォーカブルな街へ整備することで「（仮）ぎのわん健康モデル」としての確立に向けて取り組んでまいります。

②健康診査（特定健診・がん検診など）及び健康相談（特定保健指導など）

将来の医療費の伸びを抑え国民皆保険制度を維持可能なものにするためには、肥満の解決と生活習慣病重症化予防対策が重要といえます。

平成20年度から医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。本市では、データ分析により国保加入者の健康課題に合わせて効果的かつ効率的に保健事業を実施するため、「第3期特定健診等実施計画」を複合した「第2期データヘルス計画」を令和5年度に評価し、それを踏まえ「第3期データヘルス計画」を策定いたしました。PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を推進いたします。

特定健診後の特定保健指導や糖尿病など生活習慣病の重症化を予防するためにも、健診受診率向上が大きな課題となっています。

令和4年度より、国民健康保険加入者40歳～74歳を対象に、特定健診受診者に対し商品券を交付する事業を開始し、その効果もあり令和4年度の特定健診受診率は36.0%となりました。令和6年度は、健診受診率50%を目指して取り組みます。

市民が受診しやすい環境を整えるため、県内医療機関での受診をはじめ、市役所や保健相談センター、市立体育館等を活用した集団健診を実施しています。

市民への周知方法の一つに、市の公式LINEでの情報発信や自治会と連携した健診情報発信・受診勧奨、医療機関より通院中の方へ受診勧奨を依頼しています。また、令和元年度よりAI分析を活用した受診勧奨個別通知を発送するなど、受診率向上対策を強化しています。

本市が実施するがん検診は胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5種類のがん検診を実施しており、国の指針を参考として令和4年度より対象者の見直しを行い、がん検診精度管理強化に努めています。

（3）母子保健の充実・強化

本市においては、「健康ぎのわん21」や「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」等に沿って母子保健事業を展開しており、乳幼児健診、両親学級、訪問指導、離乳食実習、母子健康相談、健診事後教室、発達及び言語相談、思春期保健学習を実施しています。

「子育て応援本ばけっと」を毎年発刊しておりましたが、令和4年度配布をもって終了し、令和5年9月より電子母子手帳アプリによる情報発信を開始しました。

また上記各種教室のテキスト本を保健師や栄養士の視点を踏まえ作成し、活用しています。今後も各教室に参加する方々へ子育て等に関する情報の場を提供し、得られた知識等が活かせるよう努めていきます。

健康診査事業においては、乳児一般健康診査（前期・後期）、一歳六か月児健康診査、二歳児歯科検診、三歳児健康診査、妊婦健康診査の健康診査事業を実施しています。国や県と比較すると受診率が低いため、受診率向上の取り組みとして、三歳児健康診査の再通知に加え、平成30年度から一歳六か月児健康診査でも再通知を開始しました。

妊婦健康診査においては、平成21年度より国の補助を得て、これまで公費負担5回だった健康診査回数が9回拡充され、14回受診することが可能となっています。今後も安心して妊娠・出産ができるよう努めていきます。

平成25年度に、県からの権限移譲により未熟児養育医療給付事業も実施し、保健師による、訪問等や未熟児学級の開催も行っています。

また、平成26年度より育児支援として、こにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。平成29年6月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制構築を目的に利用者支援事業（母子保健型）をスタートさせました。

令和3年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、産婦健康診査1回分の公費助成も開始しました。また、産後ケア事業もスタートさせました。令和4年度には、産婦健康診査の公費助成を2回に増やしました。令和5年4月に、親子伴走型相談・経済的支援事業をスタートさせました。

